

2025年度 $\left(\begin{array}{l} 2025 \text{ 年 } 4 \text{ 月 } 1 \text{ 日 から} \\ 2026 \text{ 年 } 3 \text{ 月 } 31 \text{ 日まで} \end{array} \right)$ 事業計画

2025年度は、「公益法人」として、設立の趣旨である県内の産業・経済活性化を引き続き支援するため、これまでの実績を踏まえて積極的な事業活動を展開していく。

1. 宮城県を本拠とする企業等に対する支援事業（公益目的事業1）

（1）支援事業の内容

①宮城県の産業・経済の発展に貢献した企業等の表彰

宮城県を活動の拠点として、評価の高い商品・サービス、優れた技術力や経営手法等により県内の産業・経済の発展や地域貢献を通じて“みやぎの活性化”に大きく貢献している企業等を表彰する。

②新規事業活動を志している起業家の助成

宮城県を活動の拠点として、独創的な技術開発・革新的な発想により新商品・サービスの創出や新しいビジネスモデルの構築、持続可能な社会を目指すなど、“みやぎの活性化”に貢献しようとしている起業家等を助成する。

（2）支援事業対象先の選定方法等

①表彰事業と助成事業

表彰事業は「七十七ビジネス大賞」として、賞状および1先につき50万円の奨励金を1～2先に贈呈する。

助成事業は「七十七ニュービジネス助成金」として、賞状および1先につき200万円の助成金を3～5先に贈呈する。

②選定方法

2025年7月1日から8月31日までを募集期間とし、応募企業等の中から審査委員の書類審査および審査委員会の審議を経て贈呈先を決定し11月に贈呈式を行う。

2. 講演会・セミナー等の開催事業並びに相談事業（公益目的事業2）

（1）講演会の開催事業

学識経験者や各界著名人を講師とし、地域の産業振興および企業経営に関するテーマで100～150名程度の参加者を募集し開催する。なお、開催方法、開催時期等については別途決定する。

（2）セミナーの開催事業

学識経験者や企業経営者、各界の専門家を講師とし、企業経営やニュービジネス、大学等の技術シーズの紹介・課題解決等に関するテーマで、少人数（30名～50名程度）の参加者を募集し開催する。なお、開催方法、開催時期等については別途決定する。

（3）相談事業

銀行および銀行グループ会社ならびに創業支援・中小企業支援団体等の外部専門機関との連携を積極的に図り、公的機関や各種団体の実施するニュービジネスに対する支援事業を紹介するなど、ニュービジネスや事業再構築にかかる支援に努める。

3. 宮城県内の産業・経済の振興に関する調査・研究事業、並びに情報収集・提供、刊行事業（公益目的事業3）

（1）地域の産業・経済の振興に関する調査研究事業

各種セミナー等への積極的な参加により、各種公的機関等の支援事業の情報の収集・発信に努める。また、支援事業贈呈先・応募先への継続的な情報提供を行うとともに、ニーズ調査・情報収集に取り組む。

（2）刊行事業

情報誌「七十七ビジネス情報」を年4回季刊で毎回3,000部程度発行し、企業経営者を中心に無償で配布する。

記事は①財団役員等による巻頭言、②当財団が表彰・助成した企業等を紹介する企業インタビュー、③企業経営や起業にあたり必要な知識・情報等、④宮城県内の産業・ものづくり等に関する地方公共団体の施策や地域情報等の特集記事、⑤宮城県内の各界有識者の方々による随筆等を中心に構成する。

（3）その他（ホームページによる情報発信等）

ホームページを活用し、支援事業（表彰および助成事業）、講演会・セミナー等の事業内容や「ビジネス情報誌」を掲載するなど情報発信や機能面の一層の充実に継続して取り組む。

4. その他

(1) 七十七銀行グループとの連携強化

七十七銀行グループとの連携を強化し、支援事業等を通じて、宮城県内の産業振興・経済発展への支援体制の強化を図る。また、社会・経済情勢等の変化を踏まえ、公益事業にかかる今後の取組み等について継続して意見交換を行っていく。

(2) 賛助会員制度の活用

賛助会員懇談会等を開催し、賛助会員との意見交換を通じて助言・提言等を得て、より有意義な事業活動の参考とする。

(3) 各種機関・学校との連携強化

ニュービジネス等に対し支援事業を実施している経済産業省、宮城県・仙台市をはじめとする県内地方公共団体や仙台商工会議所等の中小企業支援機関、大学・研究機関、インキュベーション施設との積極的な交流と情報交換に努め、連携を強化する。

(4) I Tの活用による情報収集および情報発信の向上

情報収集および情報発信のノウハウ向上に引き続き努めるほか、オンラインでの講演会・セミナー開催を継続し、幅広い層への情報提供を図る。

(5) 人材の育成

各種セミナー、研修会への参加により、財団職員の能力向上に努める。

(6) 公益法人制度改正への対応

2025年4月より施行される公益法人制度改正に伴う、各種規定等の整備および新会計基準への移行にかかる対応を進めていく。